

岩手県医療局管理規程第6号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(代決)				(代決)			
第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。				第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。			
(1) 本庁における代決				(1) 本庁における代決			
決裁権者	代決権者			決裁権者	代決権者		
	第1順位者	第2順位者	第3順位者		第1順位者	第2順位者	第3順位者
局長	[略]	医師支援推進室長	<u>当該事務を担当する医師支援推進監</u>	局長	[略]	医師支援推進室長	医師支援推進監
	[略]				[略]		
次長	医師支援推進室長	<u>当該事務を担当する医師支援推進監</u>		次長	医師支援推進室長	医師支援推進監	
	[略]				[略]		
医師支援推進室長	<u>当該事務を担当する医師支援推進監</u>			医師支援推進室長	医師支援推進監		
	[略]				[略]		
医師支援推進監	<u>医師支援推進室長があらかじめ指定する職員</u>			医師支援推進監	<u>医師支援推進担当課長</u>		
担当課長又は特命課長	総括課長があらかじめ指定する職員			担当課長又は特命課長	<u>医師支援推進室長又は総括課長があらかじめ指定する職員</u>		
(2) 病院における代決				(2) 病院における代決			
決裁権者	代決権者			決裁権者	代決権者		
	第1順位者	第2順位者			第1順位者	第2順位者	

院長	診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、 <u>医療情報管理企画部</u> 、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室及び地域生活支援連携室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務	[略]	[略]
	[略]		
[略]			

(3) [略]

院長	診療部、中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、 <u>医療情報管理部</u> 、 <u>業務企画部</u> 、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室及び地域生活支援連携室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務	[略]	[略]
	[略]		
[略]			

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。